2年6月1日	月曜日	官	報	第 260 号	Ţ
づ地き	0 4 4 4 0	5 4 4 4 4	4 4 4 4	3 4 4 4 4 4 4 4 4	<del>-</del>

7 令和 2 <sup>4</sup>	年 6	5 月	1	H	月	曜	$\exists$				官			Ŧ	牧						第	2	60	<b>)</b>	号								
第 第 第 第 第 第 4 3 2 2 1 6 2 6 5 3 5 号 号 号 号 号	登録	令和二年六月一日	がき、で、	き登録調本	工業所を	〇特許庁告示第二号	420370	420368	420366	420364	420362	190360	420356	420354	420352	420350	420348	420346	420344	420342	420340	420336 490338	420334	420332	420330	420328	420326	420324	420322	420320	420318	420316	420312 420314
号号号号号	登録番号	令和二年六月	) こら)	宣機関と	月権に関	告示 : : 三 第二					祝崙	十 計 数 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型				大山		松油	尾関眞里子		タを	4、大型車	按田田		本本	**			南村	小羽根正代	1 内田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	<b>小</b> 注 注:	加州福田
株式会	登	一日元	があった	いて登る	する手	号	养 子	拓也	旭	深!	李 巻	光一年四年	麻豆希	直人	智美	朋哉	裕	東三川	1 里	久仁保	1 報	三 幸 白	雅哉	光男	H	他子	由佳	超	<u></u>   I	正代	〈	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	班
IX.	登録調査機関の	6	っため 同時	はいだだい 1974についている 引きない しだいらい 500 では 1975に 日本島に持り見ないになき登録調査機関として登録した株式会社AIRIから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在	続等の特例は	616024	420371	420369	420367	420365	420363	420339	420357	420355	420353	420351	420349	420347	420345	420343	420341	42033 <i>1</i> 490339	420335	420333	420331	420329	420327	420325	420323	420321	420319	420317	420313 420315
	の名称		<b>社第三十</b>	云社A I	に関する	2	共 無 出	白勢	立花	伊藤	大業工工	# 1	鱼工业	中元	世	淄口	後藤	鱼	E 第	拉藤	田田	田子	今井里	市木	後藤	揻田	三五	田井	長鯔	大坪	五松	押 -	田 豫 田 棋
神(東)東(五		-	-九条に	L R I I I N	法律 (	<del>\</del>	智史		格と	展展	東東	在 梵 角	核核照用									西田田									型 2		路 裕子士
神奈川県横浜市港北区新横浜二(横浜支所)(横浜支所)(横浜支所)(横浜支所)	変更後の		おいて準定	ら、登録	平成二年	+C+U2+	420432	420430	420428	420426	420424	420420	420418	420416	420414	420412	420410	420408	420406	420404	420402	420398	420396	420394	420392		X I	420386	420384	420382	420380	420378	420374 420376
市 上 四 丁 目 北	の調査業		圧する同	前査機関	<b>法律第</b> 三	1	慈田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	i	本器	<del>≯</del> :	⊞ 3 ₩ }	対して	海油河	駒坂	善福	河野	渡邉	<b>吉</b> 延諒-		<u> </u>	14年		酒井隆太郎	遺重	加藤	小野木弘和	大久保龍之介	開田	今#	有川	北州	田川	竹玉内城
港北区新横浜二丁目 人崎三丁目 4番10号 丁目 4番10号	務を行う	特許	注第三	で調査	十号)	<b>以</b> 重	智能和	利商	晃	1 月	料 推 推	中田河	史朗	二	$\star$	祐輝	拓也		薄 洗	阿拉	計	美 卡云 耀		徹	大智	:弘和	之介	剛史	雄也	真哉	<b>≯</b> }	11年1	悠津人市
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番地1(横浜支所)(横浜支所)(目黒支所) ( 目黒支所) ( 工工 日 3 番 1 号 東京都 帯区芝四丁目 4 番 1 0 号 東京都 帯区芝四丁目 4 番 1 0 号	査業務を行う事務所の所在地	特許庁長官 松永	十匹条第二	主務を行う!	<b>弗三十七条</b>	664024	420433	420431	420429	420427	420425	120421	420419	420417	420415	420413	420411	420409	420407	420405	420403	420399 420401	420397	420395	420393	420391	420389	420387	420385	420383	420381	420379	420375 420377
地 1	在地		号の規定	予務所の	の規定に	<del>1</del>	林 功太郎 中++	松尾	岩城	大性	八点	十十辰 家	有土馬世	野手		ᄪ	飯嶋	매 ! <u>각</u> :	基で	超直	整 - 於 E	田田田	上	小泉	河本	加藤	$\Rightarrow$	髙쳳	伊深	盤無	上海		竹田十
						ДVQ.					里 年 年	マ   ドラ   ドラ   ドラ   ドラ   ドラ   ドラ   ドラ	的企业	女華	叫	州十	直入	哲:	南	f 写得		鮮田洋田田			京発	主馬	쨿人	御二	投標	<b>麥</b> 行	小教	田道	兼博作品
スート つり かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんりゅう かんり	ノミニトハートル	度三八	、一度三九	四五一・二五七メートルの	標柱三号から一六八度三八分一一秒二二〇七・ナ七五メート川の地点	標柱二号から一九八度三三分	六一四・九六三メートルの	標柱一号から二一六度五七分	大四六・一〇三メートレの: 基準点から二四四度 - アケヨ	とん	ま	を基準点と	北上木場町の	7る上也の7倍示第千		一 平成五年建設省告示第二		令和二年六月一日	二号)第四条第二項の規定に基づき、	で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十日)	域において施行した砂防設備	の土地の区域から第三号の土地の規定により、次に携に	一頁)見ざたよう、なた場が一砂防法(明治三十年法律第	〇国土交通省告示第六百三十号								第56号	第 4 6 号
秒 彩 十 九 八 七	上八少 地点 六号	(分五七秒 五号		四	一一秒 三号	炒	<u> </u>	የ <i>ያ</i> -	_	土地	À	し、次に掲げる標柱	甲点	玄彧・五百五十七号で指		告示第二千五十号に掲げる土	大臣 赤羽		基づき、告示	十年勅令第三	周工事が終了た。	第三号の土地の玄或を除いた玄一のに据しる第一号及て第二号	二十九号)第:	号									
号 号 号	号	· 号	Ţ	号	Ę	<del>-</del>	号	ş	킂	区域	び標柱一	る標柱	内四等	で指定	\$ 1	げる 土	一嘉		告示する。	百八十	したの	かた区	六条第		愛			大 ,		8方	₹ 1	京	

水無川右岸十五号導流堤

水無川右岸十四号導流堤 水無川右岸十三号導流堤 水無川右岸十二号導流堤

水無川右岸十一号導流堤 水無川右岸十号導流堤

水無川左岸二号導流堤 水無川左岸一号導流堤 **今和** つ

(関西支社 京都事務所)

8番地
8番地
京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町35 

(関西支社 大阪事務所)

愛知県名古屋市中村区並木2丁目182番地 大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号 (中部支社)

## ○国土交通省告示第六百三十一号 四六八・九六六メートルの地点

標柱十一号から一三〇度三〇分三秒

標柱十号から二〇七度二三分三九秒

一七七・五七六メートルの地点

十一号

十二号

き、告示する。 び維持を行うので、砂防法施行規程(明治三十年 勅令第三百八十二号)第四条第一項の規定に基づ 項の規定により、次に掲げる砂防設備の管理及 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六条第

管理及び維持を行う河川の名称

下町、鎌田町及び北安徳町 町、深江町、天神元町、札の元町、門内町、大 管理及び維持を行う砂防設備の所在地 長崎県島原市北上木場町、南上木場町、白谷

管理及び維持を行う砂防設備の名称

水無川右岸一号導流堤

水無川右岸九号導流堤 水無川右岸八号導流堤 水無川右岸七号導流堤 水無川右岸六号導流堤 水無川右岸五号導流堤 水無川右岸四号導流堤 水無川右岸三号導流堤 水無川右岸二号導流堤

令和二年六月一日 国土交通大臣 赤羽